

手数料の見直し（案）

事務の名称	覚醒剤関係事務
-------	---------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
覚醒剤施用機関指定申請手数料	件	3,900	<u>4,200</u>	300
覚醒剤施用機関指定証再交付申請手数料	件	2,700	<u>2,900</u>	200
覚醒剤研究者指定申請手数料	件	3,900	<u>4,200</u>	300
覚醒剤研究者指定証再交付申請手数料	件	2,700	<u>2,900</u>	200
覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	件	11,500	<u>12,700</u>	1,200
覚醒剤原料取扱者指定証再交付申請手数料	件	2,700	<u>2,900</u>	200
覚醒剤原料研究者指定申請手数料	件	3,900	<u>4,200</u>	300
覚醒剤原料研究者指定証再交付申請手数料	件	2,700	<u>2,900</u>	200
覚醒剤製造業者指定申請手数料	件	17,600	<u>19,100</u>	1,500
覚醒剤製造業者指定証再交付申請手数料	件	2,900	<u>3,050</u>	150
覚醒剤原料輸入業者指定申請手数料	件	17,600	<u>19,100</u>	1,500
覚醒剤原料輸入業者指定証再交付申請手数料	件	2,900	<u>3,050</u>	150
覚醒剤原料輸出業者指定申請手数料	件	17,600	<u>19,100</u>	1,500
覚醒剤原料輸出業者指定証再交付申請手数料	件	2,900	<u>3,050</u>	150
覚醒剤原料製造業者指定申請手数料	件	17,600	<u>19,100</u>	1,500
覚醒剤原料製造業者指定証再交付申請手数料	件	2,900	<u>3,050</u>	150